内閣衆質一一三第二八号

昭和六十三年十二月二十七日

内 閣 総 理 大臣 竹 下 登

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員村上弘君提出 「国際文化公園都市」 構想についての国の施策に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議員 村 上弘 君 提 出 国 際 文化 . 公 園 都 市 構想 に つ 7 て \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 施 策 に関す る質問

に対する答弁書

1、2、4、6及び7に

0 1, 2 6 及 び 7につい て

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 は、 大阪 府 が 中心となつて検討を進めてい るものと承 知してい る が、 総事 業

費、 開 発 主 体、 公共 施設整備、 交通 計 画、 住宅 供給等を含め具体 的 な 計 画 は 定 ま つて , \ な 1

と

聞いている。

の3について

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に 0 ** \ て は、 具 体 的 な 計 画 は 定 ま 0 て 7 な 7 と 聞 ****\ て 1 る が、 今後、 具 体 的 な

計 画 \mathcal{O} 策 定 と並 行 L 7 関 係 地 方 公 共 団 体 12 お **,** \ て は、 中 • 長 期 (T) 財 政 見 通 L \mathcal{O} 検 討 が 行 わ れ る

ものと考えている。

一の5について

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に 係 る 都 市 計 画 決 定 及 び 事 業 着 工 0) 時 期 12 0 7 て は 承 知 L 7 1 な

ま た、 住 宅 • 都 市 整 備 公 寸 が 御 指 摘 \mathcal{O} ょ う な 構 想 \mathcal{O} 事 業 化 \mathcal{O} 可 能 性 を 調 査 することは、 同 公

団の通常の業務として妥当なものと考えている。

二の1について

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に つ **,** \ て は、 具 体 的 な 計 画 は 定 ま つ て *(*) な () と聞 V) て 1 るが、 般 に、 大 規 模

な 開 発 を 行 う場 合 に は 環境 影 響 評 価 \mathcal{O} 実 施 等 に ょ ŋ 公 害 \mathcal{O} 防 止 及 び 自 然環 境 \mathcal{O} 保 全 に 0 V > 7

 \mathcal{O} 適 正 な 配 慮 が な さ ħ る ŧ \mathcal{O} と考え 7 1 る。

一の2について

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に 0 1 て は、 計 画 \mathcal{O} 策 定 • 具 体 化 に当たつて、 鳥 類 \mathcal{O} 保護等自然環境の保全に

0 **(**) て ŧ, 大 阪 府 等 に お いて十分に検討され る ものと考えてい る。

三の1について

本 件 土 地 取 引 は、 国土 利 用 計 画 法 (昭 和 兀 十 九年 法律第九十二号) に基づく所要 の手 続を経 7

行われており、適法なものである。

ま た、 御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に 0 ١ ر て は、 事業手法、 開発主体等を含め具体的な計画は定まつていな

いと聞いている。

三の2及び3について

御 指 摘 \mathcal{O} 点 に 0 **,** \ 7 は、 宅 地 建 物 取 引 業 法 昭 和 十七 年法 律 第 百 七十六号) に基づいて宅

地 建 物 取 引 業 者 が 遵 守 す ~ き 義 務 に 違 反 す る 事 実 は 特 に 認 \Diamond 5 れ な 1

四の1及び2について

御 指 摘 \mathcal{O} 構 想 に 0 **,** \ て は、 具体的 な計 画 は定まつてい ないと聞 ١ ر て ١, る。

四の3について

組 換 え D N A 実験は、 試 験 研究 機 関が 組 換 え D N A実験指針 (昭 和 五十四 年 八 月二十七 日 内

閣 総 理 大臣 決定。 以 下 「実験指針」 という。 を自主的に遵守しつつ実施されるべきものと考えて

いる。

四の4の①について

組 換 え D N A実験は、 実験指針に基づき安全性を確保しつつ行われており、 これまでバイオ

ハザードが起こつた例はないと承知している。

四の4の②及び5から7までについて

組 換 え D N A 実 験 は 実 験 指 針 に基づい き安 全 性 を 確 保 L つ つ行 わ れ 7 お り、 実 験 内 容 12 · 応 じ

て、 必 要 な 実 験 施 設 を 使 用する等実 験指 針 \mathcal{O} 遵 守 により、 安全は十分に 確保される ものと考え

ている。